



ក្រុមប្រឹក្សាអភិវឌ្ឍន៍កម្ពុជា  
COUNCIL FOR THE DEVELOPMENT OF CAMBODIA

特別ブリーフィング

# カンボジア王国 投資法



ASEAN-JAPAN  
CENTRE

# 免責事項

---

本日本語版は専ら参照目的で提供されるものです。  
これはカンボジア王国投資法に関する特別ブリーフィングの非公式翻訳であり、  
その法的拘束力を有する原本はクメール語版となります。  
本日本語訳と公式クメール語版の間に不一致、曖昧性または相違が生じた場合、  
クメール語版が優先されます。

---

本翻訳は細心の注意を払って作成されたものですが、  
誤り、漏れまたは法的用語のニュアンスが残っている可能性があります。  
本文書のいかなる部分も法的助言とは解釈されないものとします。  
投資、法律またはビジネス目的で本資料のいずれかの部分に依拠する前に、  
公式クメール語版を参照し、必要に応じて専門的な法的助言を求めることを強く推奨します。

---

日本アセアンセンターは、本翻訳の正確性、完全性または特定目的への適合性に関して、  
明示・黙示を問わずいかなる表明または保証も行いません。  
日本アセアンセンターは、本翻訳に基づいて行われたいかなる行為、  
決定または解釈に関しても責任を負わず、  
また本翻訳に依拠したことに起因するいかなる損失または損害についても責任を負いません。



# カンボジア開発評議会 (CDC)

CDCは、開発協力、民間投資および経済特区の監督・管理責任を有し、カンボジア王国政府の「最高機関 (Etat-Major)」およびワンストップサービスの機能を担う執行機関です。

CDCのビジョンは、投資家に対し、質の高い効率的かつ効果的なアフターケアサービスを提供し、投資の誘致と円滑な事業運営を支援することです。

上記のビジョンを達成するためのCDCのミッションは以下のとおりです。

- プロモーションおよび投資誘致キャンペーンの企画
- カンボジアの投資環境の改善
- 投資アフターケアサービスの提供と、投資家の健全性に関する定期的なモニタリング
- 生産性向上のための投資を促進・円滑化し、地域的・世界的なサプライチェーンとの結びつきを強化
- ワンストップサービスを通じた手続きの簡素化と質の高い効率的な民間投資サービスの提供



## なぜカンボジアなのか？



戦略的な立地により、ASEANおよびその周辺地域における6億人の消費者市場へ容易にアクセス可能



35歳未満が60%を超える若く活発で多言語対応の労働力



2018年から2024年にかけて平均GDP成長率4.6%、平均インフレ率2.9%という活況かつ安定した経済



カンボジアは投資家に公平な待遇を保証し、現地資本要件がなく、自由な通貨交換性を確保

# 知っておくべきポイント



2021年10月15日、カンボジア人および外国人による質の高い効率的かつ効果的な投資を誘致・促進するための、開かれた、透明性のある予測可能な法的枠組みを確立することを目的として、投資法が施行されました。投資法は、カンボジア開発評議会 (CDC) または州・特別市投資小委員会に登録された「適格投資プロジェクト(QIP)」、 「拡張適格投資プロジェクト(EQIP)」および「保証投資プロジェクト(GIP)」に適用されます。

## 投資優遇措置



投資法は、特に税務上の基礎的優遇措置・追加的優遇措置および特別優遇措置の仕組みを通じて、重要な分野や活動への投資を促進します。詳細は6ページをご参照ください。

## 投資保証



投資法により、投資家とその資産の安全性と安定性を確保するため、一連の保護措置(保証)が付与されます。詳細は8ページをご参照ください。

## 政策および手続き



投資法で扱われる技術的側面(投資プロジェクトの登録や移転等)に関する基本的な指針。詳細は10ページをご参照ください。

# 投資法で使用される主な用語

---

## 定義 (例)

### ◆ 投資プロジェクト

適格投資プロジェクト、拡張適格投資プロジェクト、および保証投資プロジェクト

---

### ◆ 適格投資プロジェクト (QIP)

CDC または州・特別行政市投資小委員会から登録証明書を受けた投資プロジェクト

---

### ◆ 輸出適格投資プロジェクト

カンボジア王国外の購入者または受領者に、その製品の任意の一部を販売または移転する QIP

---

### ◆ 裾野産業適格投資プロジェクト

その製品のいずれか一部が輸出産業に供給される QIP

---

### ◆ 国内指向型適格投資プロジェクト

輸出を行わない QIP

---

### ◆ 拡張適格投資プロジェクト (EQIP)

既存生産の拡張、同一ライン内における製品ラインの多様化を通じた拡張、生産性を向上させる、もしくは環境を保護する新技術の使用を通じた拡張、基礎的な電気通信サービスを提供するためのインフラの拡張、または政令により決定されるその他の形態による拡張を含む、あらゆる形態による QIP の拡張

---

### ◆ 保証投資プロジェクト (GIP)

CDC または州・特別行政市の投資小委員会に登録され、GIP ではあるものの税制上の優遇措置の対象とならないことが明記されている投資プロジェクト

---



# 投資法第24条

以下の投資セクターおよび活動は、投資優遇措置の対象となります。

1. 技術革新や研究開発を伴うハイテク産業
2. 革新性に富み競争力の高い新たな産業、または高付加価値の製造業
3. 地域的および世界的な生産チェーンに供給を行う産業
4. 農業、観光業、製造業、地域的および世界的な生産チェーンとサプライチェーンを支える産業
5. 電気および電子産業
6. 交換品、組立ておよび設置産業
7. 機械および機器産業
8. 国内市場向けまたは輸出向けの農業、農産業、農業加工業および食品加工業
9. 優先セクターの中小企業と、中小企業クラスター展開、工業団地および科学・技術・イノベーションパーク
10. 観光および観光関連の活動
11. 経済特区
12. デジタル産業
13. 教育、職業訓練および生産性向上
14. 医療
15. 物理的インフラ
16. 物流
17. 環境の管理と保護、生物多様性の保全および循環型経済
18. グリーンエネルギー、気候変動の適応および緩和に寄与する技術
19. 本法に列挙されていないその他のセクターおよび投資活動で、社会経済的発展の潜在的可能性を持つとカンボジア王国政府がみなしたもの

## 優遇措置の対象となる投資活動

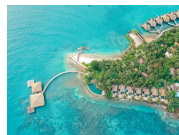
### グループ1：ハイテク・優先分野



### グループ2：ミッドテック



### グループ3：ローテック



# 基礎的優遇措置

QIP として登録された投資活動は、以下のうち、いずれかの優遇措置を選択することができます。

## 選択肢 1：事業所得税の減免

セクターおよび投資活動に応じて、最初に利益を計上した時点から 3～9 年間の事業所得税の免除を受けることができます。対象となるセクターおよび投資活動と、事業所得税の免除期間は、財務管理法および／または政令により決定されます。

事業所得税の免除期間の満了後、QIP は下記のとおり納税総額に応じた累進税率で事業所得税を納めることができます。最初の 2 年間について 25%、次の 2 年間について 50%、最後の 2 年間について 75%

さらに選択肢 1 には下記優遇措置が含まれます。

- 事業所得税免除期間中の前払事業所得税の免除
- 独立した監査報告が実施されていることを条件とするミニマム税の免除
- その他の法規制で別途定めがない限りにおいて輸出税の免除

## 選択肢 2：特別償却

- 現行税制で規定されている特別償却による資本支出の控除
- 最大 9 年間、特定費用について最大 200%の控除を受ける権利。セクター・投資活動及び特定費用控除可能期間は、財務管理法および／または政令において規定されます。
- セクター・投資活動に応じた期間の前払税の免税（財務管理法および／または政令において規定されます。）
- 独立した監査報告が実施されていることを条件とするミニマム税の免除
- その他の法規制で別途定めがない限りにおいて輸出税の免除

上記の選択肢 1 および選択肢 2 に加え、下記の優遇措置を受けることができます。

- A. 輸出 QIP および裾野産業 QIP は、建設資材、建設機器、生産設備および生産投入物について、関税、特別税および付加価値税の免除を受けることができます。
- B. 国内指向型 QIP は、建設資材、建設機器および生産設備の輸入について、関税、特別税および付加価値税の免除を受けることができます。生産投入物に関する優遇措置は、財務管理法および／または政令により決定されます。

## 追加的優遇措置

QIPとして登録された投資活動は、基礎的優遇措置に加え、以下の追加的優遇措置を受けることができます。



### QIPの実施のための、地元で生産された生産投入物の購入に関する付加価値税の免除

#### 以下の活動について、課税標準から150%の控除



- A. 研究、開発およびイノベーション
- B. カンボジア人労働者・従業員への職業訓練・技能の提供を通じた人材育成
- C. 労働者・従業員向け宿泊施設、合理的価格で食事を提供するフードコート・食堂、保育所およびその他施設の建設
- D. 生産ラインに活用される機械のアップグレード
- E. 自宅から工場に通勤するための快適な交通手段、宿泊施設、合理的価格で食事を提供するフードコート・食堂、保育所およびその他施設など、カンボジア人労働者・従業員に対する福利厚生 の提供



### 政令が定めるEQIPに対する事業所得税の免税



#### 特別優遇措置

カンボジア国家の経済発展に貢献する潜在的可能性が高い特定のセクターおよび投資活動については、財務管理法が定める特別優遇措置を受けることができます。



#### 拡張適格投資プロジェクト

拡張適格投資プロジェクト(EQIP)は、生産拡大、製品ラインの多様化、または近代的技術の採用を行う場合、投資区分に基づき最長9年間の事業所得税免除を受けることができます。

# 投資保証

投資法第5章では、投資保証および保護について規定されています。「投資家」とは、CDC または州・特別市投資小委員会に登録された投資プロジェクトを実施する者を指します。

## 投資損失発生時の差別のない取り扱い

投資家は、武力紛争、内乱または緊急事態のために投資が損失を被った場合、被害回復、補償またはその他の経済的救済措置に関して差別のない扱いを受けます。ただし、合理的な被害回復または補償に関するカンボジア王国政府の法律および政策が存在する場合に限ります。

## 国籍による非差別

外国人投資家は、カンボジア王国憲法およびその他の現行規則が定める土地所有権に関する規定を除き、外国籍であることを理由とした差別的な扱いは受けることはありません。

## 資産の国有化の不実施

カンボジア国家は、同国の投資家の資産に影響を及ぼしうる国有化政策を実施しません。

## 収用の不実施

カンボジア国家は、承認済みの投資プロジェクトに直接的・間接的に影響を及ぼしうる収用を行ったり、収用に類似する措置を講じたりしません。ただし、公共の利益を目的とする、以下の条件を満たす収用はその限りではありません。

1. 措置が差別なく行われること
2. 公平かつ公正な補償が行われること
3. 収用に関する現行の法律および手順に沿って行われること

## 価格統制の不実施

カンボジア王国政府は、投資プロジェクトが創出または提供する製品またはサービスの価格を定めることはありません。



## 自由な外貨購入および送金

投資家は、適用ある法および規制に従って外貨を自由に購入し、投資に関連する金融債務を決済する目的で、認可を受けている仲介銀行を通じてそれらの外貨を本国へ送金する資格を有します。

## 知的財産の保護

投資家の知的財産は、カンボジア王国の知的財産に関する法規制に基づいて保護されます。

## 土地使用権

投資プロジェクトの実施を目的とする投資家の土地所有権は、現行の法規制に従い、カンボジア国籍の者にのみ付与されます。  
投資家は、現行の法規制に従い、経済的土地コンセッション（営業権）または無期限長期リースもしくは固定期間リースを通じて、土地を使用する権利を有します。

## 雑則

投資家は以下の権利を有します。

1. 投資プロジェクトの管理または運営に適格なカンボジア人従業員を見つけることができない場合、現行の法規制が規定する数を超えない定数内で、投資プロジェクトの管理または運営を目的として外国人従業員を雇用する権利。  
なお、外国人従業員の雇用許可はその時点の状況に基づくものであり、恒久的なものではありません。
2. 投資プロジェクトの運営期間中、投資家本人、その配偶者および未成年の子について、一時的な長期滞在許可を取得する権利
3. 雇用契約の有効期間中、外国人従業員、その配偶者および未成年の子について、一時的な長期滞在許可を申請する権利
4. 投資家本人および外国人従業員の労働許可証および雇用手帳を取得する権利

CDCまたは州・特別市投資小委員会は、投資家の要請に応じて、投資プロジェクト関係者の投資状況を証明する文書を発行します。  
同文書は、現行手続きに従い、一時的な長期滞在許可、労働許可証、雇用手帳等の申請のほか、必要な目的に使用されます。



# 投資プロジェクトの登録および実施に関する手続き

## 1 実現可能性調査



投資家はカンボジアの規制を遵守し、事業計画、採用、資金調達、および不動産取得を考慮する必要があります。詳細なガイドラインについては、「カンボジアにおける投資ハンドブック」をご参照ください。

## 2 投資プロジェクト登録



投資家は、優遇措置や保護を受けるために CDC または州・特別市投資小委員会に書類を提出できます。登録はオンライン ([ipm.cdc.gov.kh/welcome](http://ipm.cdc.gov.kh/welcome)) でも行えます。書類に不備がなく、プロジェクトがネガティブリストに該当しない場合、原則として 20 営業日以内に登録証明書が発行されます。

## 3 インセンティブ制度



カンボジア王国政府は、民間セクターの成長促進と持続可能で包摂的かつ強靱な経済拡大を図るため、さまざまな優遇措置を提供しています。詳細は [cdc.gov.kh/incentives-and-schemes/](http://cdc.gov.kh/incentives-and-schemes/) をご覧ください。

## 4 ビザと入国管理



CDC または州・特別市投資小委員会は投資資格を認証し、投資家が長期滞在許可、就労許可および雇用手帳を申請できるようにします。特別手続きは労働省との共同省令および別途の政令で規定されます。

## 5 その他オンラインサービス



CDC は QIP オンラインプラットフォームを通じて投資承認を効率化し、これにより投資家はマスターリストオンライン ([live.nsw.gov.kh](http://live.nsw.gov.kh)) で輸入品に対する免税を申請できます。サステナビリティ次元を備えたサプライヤーデータベース (SD2) は、適格な国内サプライヤーの検索を支援します ([sd2.cdc.gov.kh](http://sd2.cdc.gov.kh))。

## 投資プロジェクトの買収、売却または合併

QIP の権利、特権およびその他の資格は、投資プロジェクトの買収、売却および合併を通じた譲渡を除き、いかなる第三者にも譲渡することはできません。投資プロジェクトは、適用される法令・規制に従い、かつ CDC または州・特別市投資小委員会への書面による申請を通じて行われる場合、当該プロジェクトに付随する優遇措置、投資保証および義務を喪失することなく、買収、売却または合併を行うことができます。詳細な手順は政令でさらに定めるものとします。



# 投資プロジェクトの無効化

以下のいずれかに該当する場合、投資プロジェクトは無効となる可能性があります。

1. QIP の実施継続が不可能となった場合
2. QIP を実施する法人が解散した場合
3. 現行の法規制に定める義務に不履行があった場合
4. 環境、国家安全保障、公共の利益、または国民の福祉に悪影響を及ぼす投資プロジェクトについて、当該プロジェクトを無効とする旨の関係省庁・機関または投資家の要請があった場合

無効化の詳細な手続きは、政令で定められます。

投資プロジェクトが無効化された場合でも、投資家は納税義務その他の義務の履行を免れません。投資家は、現行の手続きに従い、CDC または州・特別市投資小委員会に異議申立書を提出することにより、投資プロジェクトの無効化に対して異議を申し立てることができます。異議申立てがあった場合、CDC または州・特別市投資小委員会は、当該異議申立てについて決定を行うものとします。上記決定に不服がある場合、異議申立てを行った投資家は、カンボジア王国の管轄裁判所へ不服申立てを行うことができます。

## 紛争および紛争解決

投資プロジェクトに関する投資家間の紛争は、紛争のいずれかの当事者から CDC または州・特別市投資小委員会に書面による要請がなされた場合、現行の手続きに従い、CDC または州・特別市投資小委員会による調停を通じて解決することができます。調停の書面による要請を受領後 30 日以内に、CDC または州・特別市投資小委員会は、必要に応じて投資家およびその他の利害関係者との調停を手配し、適切な解決策を見出すものとします。

上記調停が不調に終わった場合、紛争は次のいずれかを通じて解決することができます。

1. 紛争当事者の合意に基づく国内または国際仲裁
2. カンボジア王国の管轄裁判所



## 経過規定

1994年投資法および2003年投資法において優遇措置が認められた投資は、本法においてQIPとみなされます。1994年投資法および2003年投資法において優遇措置は認められていないものの、投資保証を受けた投資は、GIPとみなされます。本法公布前に事業所得税の免除を受ける資格を有し、かつ当該資格がCDCまたは州・特別市投資小委員会によって決定されたQIPは、残りの免税期間につき、引き続き事業所得税免除の優遇措置を受けるものとします。

CDCは、カンボジア開発評議会の組織と機能に関する2023年12月9日付勅令第 NS/RKT/1223/2564号に従い、その職務を遂行するものとします。



若く活力のある、ビジネス重視の内閣

## 新投資法施行の先にあるもの

投資法は、特に、デジタルインフラ、環境管理・保護、エネルギー効率化、観光、訓練・技能向上、物流、研究開発、インフラ整備等を含む19の投資分野にわたって重要な優遇制度を設けることによって、外国投資を誘致するための新たな法的枠組みをもたらすものです。

この法律によって、経済基盤の多様化、イノベーション支援、コロナ禍におけるカンボジアの経済回復促進の精神に基づき、同国の競争力と魅力の向上に寄与することが期待されています。

# 投資アフターケアサービス

CDCは政府と民間部門との間の対話プラットフォームを通じて、投資アフターケアサービスを提供し、投資家の事業状況・健全性を定期的にモニタリングします。

- ◆ 実際の需要と課題を評価
- ◆ 関係者との会合を開催
- ◆ 関連ステークホルダーと協議・調整を行い、投資家向けの承認、許可、ライセンスその他の許可、入国ビザおよび就労許可を取得
- ◆ 国内外の投資家を結び付けるマッチングイベントを企画
- ◆ 投資・新規プロジェクトおよび拡張プロジェクトの戦略的立地選定に関する相談
- ◆ 人材開発、研究開発およびイノベーションのニーズに関する相談
- ◆ 紛争解決メカニズムに関するコンサルティング



## 投資デスク

 中国デスク  
chinadesk@cdc.gov.kh

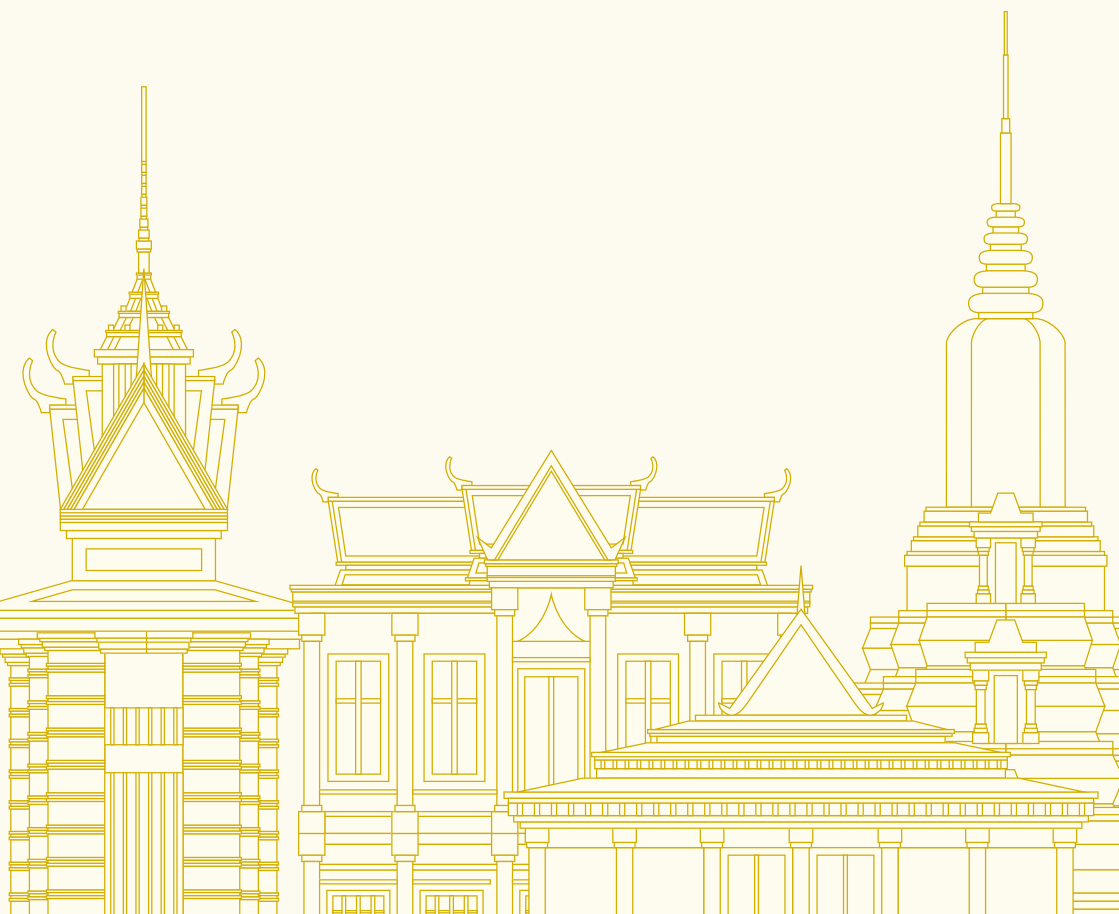
 欧州デスク  
eudesk@cdc.gov.kh  
info@eurocham-cambodia.org

 日本デスク  
japandesk@cdc.gov.kh

 韓国デスク  
koreadesk@cdc.gov.kh

 農業食品投資デスク  
afid@cdc.gov.kh







ក្រុមប្រឹក្សាអភិវឌ្ឍន៍កម្ពុជា  
COUNCIL FOR THE DEVELOPMENT OF CAMBODIA

## カンボジア開発評議会 (CDC)

Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia  
[www.cdc.gov.kh](http://www.cdc.gov.kh)

## カンボジア投資委員会 (CIB)

+855 99 799 579 / +855 98 799 579 (ヘルプライン)  
[helpdesk@cdc.gov.kh](mailto:helpdesk@cdc.gov.kh) / [info@cdc.gov.kh](mailto:info@cdc.gov.kh)

## 営業時間

月曜日から金曜日  
午前 7:30 ~ 11:30  
午後 2:00 ~ 5:30